

令和2年3月16日

保護者様

鳥栖市立麓小学校
校長 西川 哲也

臨時休校に伴う給食費の取り扱いについて

浅春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。新型コロナウイルス感染防止対策としての臨時休校に、ご理解ご協力いただき、誠にありがとうございました。

さて、臨時休校に伴い、給食費の取り扱いについて、鳥栖市給食センターより、下記の通り連絡がありましたので、お知らせいたします。

記

- 1 6年生については臨時休校に係る分を現金にて返金します。
※卒業式の保護者受付において返金します（ただし就学援助世帯除く）
- 2 6年生以外については、臨時休校に係る分を精算するが返金はせずに次年度の給食費へ繰り越します。（ただし就学援助世帯を除く）
※4月分の給食費として、4300円から返還金を差し引いた額を、口座振替額とします。（新1年生以外）
- 3 転出者及び食物アレルギー対応者、長期欠席者には事務室より現金で返金いたしますので、後ほど連絡いたします。